

第 6 1 号議案

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「第 2 条第 1 8 号」を「第 2 条第 2 0 号」に改め、同条第 6 項を削り、同条第 7 項中「及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 0 5 条第 1 項」を「又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）第 1 8 条第 1 項」に改め、「建築物」の次に「（別表第 1 第 4 項の地区計画の地区の区分のうちミリオン通り沿道地区の区域内の建築物に限る。）」を加え、同項を同条第 6 項とする。

別表第 1 第 1 項中「（平成 2 7 年 3 月 6 日足立区告示第 9 0 号）」を削り、同表第 2 項中「（平成 1 7 年 6 月 1 5 日足立区告示第 2 6 0 号）」を削り、同表第 3 項中「（平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日足立区告示第 5 4 9 号）」を削り、同表第 4 項中「（平成 2 0 年 2 月 6 日足立区告示第 2 6 2 号）」を削り、同表第 5 項中「（令和元年 7 月 2 6 日足立区告示第 3 3 4 号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。